

令和3年7月30日  
教育委員会

## まん延防止等重点措置実施区域指定期間中の教育活動等について

### 1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。  
ただし、既に計画済の活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

### 2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- 県外での活動(全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。)は、原則行わない。  
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

## 新型コロナウイルス感染症感染防止に関する各学校の主な取組み

各学校では、教科指導や学校行事等の教育活動における具体的な感染防止対策を示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）等に基づき、児童生徒に対して適宜指導している。

また、部活動、給食、登下校や塾の行き帰りでの寄り道等、感染リスクが高い活動やこれまでクラスター等の要因と指摘された活動等についても、適宜、国及び県から発出された通知・通達の内容について対策を講じているところである。

こうしたマニュアルや通知・通達の内容の徹底を図るため、「教職員の研修」「児童生徒への指導」「家庭への指導」等、あらゆる機会を捉えて取り組んでいる（下表参照）。

### 【児童生徒への指導充実のための具体的取組み】

教職員の研修	児童生徒への指導	家庭（保護者）への指導
<b>※保健安全に関する教職員研修での周知</b> ○管理職研修 ○職員会議 ○県学校保健主事会 ○県養護教諭連合会 ○保健行政担当者会 ○県立学校保健部長会	<b>※教育活動全体を通じた感染対策の指導</b> ○各教科・HR 活動 ○集会 ○学校保健会等関係団体からの教材活用 ○学校だよりや保健だより ○部活動（中・高体育連盟）	<b>※家庭内における具体的な感染対策の依頼</b> ○学校ホームページ ○学校だより、学年通信 ○保健だより ○県教委からの啓発チラシ

### 【今後、強化する取組み】

今後、若者へのワクチン接種拡大にともなって、副反応に対する真偽不明な情報の横行が懸念される中、児童生徒に対するワクチン接種に関する正しい知識の啓発を保護者も含め浸透させる取組みを促進していく。

<啓発用参考資料>

「新型コロナワクチンについて皆さまに知ってほしいこと」

（首相官邸・厚生労働省 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000085235.pdf>）

「新型コロナウイルス感染症の予防接種を安心して受けるために」

（日本医師会 [https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/booklet\\_s.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/booklet_s.pdf)）